

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

〔平成26年12月17日  
旭川市福祉保険部指導監査課〕

## 1 趣旨

指定障害福祉サービス事業者である有限会社三ツ星キッチンに対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項の規定に基づく行政処分を平成26年12月16日に行いました。

## 2 対象事業者等

### (1) 事業者

法人名： 有限会社三ツ星キッチン  
代表者名： 代表取締役 小柴 守  
所在地： 旭川市4条通17丁目1443番地の1 道広ビル7階

### (2) 事業所

事業所名： 障がい福祉多機能事業所エリアネット  
所在地： 旭川市4条通17丁目1443番地の1 道広ビル7階  
サービス種類： 就労移行支援  
指定年月日： 平成26年6月1日

## 3 処分内容

- ・指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す。

サービス種類： 就労移行支援  
根拠法令： 障害者総合支援法第50条第1項第5号  
指定取消年月日： 平成26年12月16日

## 4 処分の原因となる事実

- (1) 平成26年6月から8月までの期間において、サービス提供の実態がないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求した。
- (2) 平成26年6月から7月までの期間において、欠席時対応加算の算定に必要な書類を作成せずに訓練等給付費を不正に請求した。
- (3) 平成26年6月から8月までの期間において、個別支援計画未作成及び従業者の員数基準不達による減算を行わずに訓練等給付費を不正に請求した。